

○豊川市児童館条例

平成14年3月25日条例第20号

**改正**

平成15年6月27日条例第28号

平成17年6月30日条例第21号

平成17年12月28日条例第70号

平成18年3月27日条例第21号

平成19年12月26日条例第44号

平成20年12月19日条例第31号

平成21年12月22日条例第42号

豊川市児童館条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の規定による豊川市児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 児童に健全な遊び場を与えて、その情操を豊かにし、健康を増進するとともに、児童を心身ともに健やかに育成するため、児童館を設置する。

2 児童館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者による管理)

**第3条** 児童館は、豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年豊川市条例第14号）の定めるところにより市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）が管理する。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童館活動事業に関すること。
- (2) 児童館の維持及び修繕（市長が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用時間)

**第4条** 児童館の利用時間は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを

臨時に変更することができる。

- (1) 次号から第4号までに掲げる児童館以外の児童館 午前9時から午後6時まで
- (2) あかね児童館及びひろいし児童館 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) さわき児童館 午後1時から午後5時まで。ただし、次に掲げる日にあつては、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

ウ 豊川市立学校管理規則（昭和35年豊川市教育委員会規則第1号）第6条第2項第2号から第4号までに規定する学校の休業日及び4月1日から小学校の入学式の前日までの日（以下「小学校休業日」という。）

- (4) あかさか児童館及びこざかい児童館 午前9時から午後5時まで

（休館日等）

**第5条** 児童館の休館日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、児童館の全部若しくは一部を臨時に休館し、又は開館することができる。

児童館の名称	休館日
さくらぎ児童館、うしくぼ児童館、さんぞうご児童館、いちのみや児童館及びあかさか児童館	(1) 水曜日（その日が休日に当たるときは、木曜日及び金曜日） (2) 休日の翌日（その日（1月2日を除く。以下この号において同じ。）が日曜日又は土曜日に当たるときは月曜日、その日が水曜日に当たるときは木曜日） (3) 1月1日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
あかね児童館、さわき児童館及びひろいし児童館	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、火曜日）。ただし、小学校休業日にあつては、日曜日 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
こざかい児童館	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、火曜日）

	(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
--	-------------------------------------

(利用できる者の範囲)

**第6条** 児童館を利用できる者は、児童、その同伴者その他の第2条第1項に規定する児童館の設置の目的に適合する者で、市長が適当と認めるものとする。

(利用者の義務)

**第7条** 児童館を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用の禁止等)

**第8条** 指定管理者は、利用者又は児童館を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を禁止し、中止させ、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする事業のために利用するとき。
- (4) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその利用を禁止し、中止させ、又は制限することが適当と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第9条** 利用者は、児童館の利用を終わったとき、又は中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

**第10条** 利用者は、児童館の施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。  
(宝飯郡御津町の編入に伴う経過措置)
- 2 平成20年1月15日前に御津町児童館の設置及び管理に関する条例(平成16年御津町条例第28号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。  
(管理の特例)
- 3 市長は、次に掲げる場合にあっては、指定管理者による管理が開始され、又は再開されるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、児童館を管理することができる。
  - (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことにより、指定管理者に管理させることができなくなったとき。
  - (2) 豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項に規定する場合において、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体で同条第1項の基準に該当するものがないとき。
- 4 前項に規定する場合において、市長は、従前の指定管理者による管理方法を尊重し、利用者に支障を及ぼさないよう配慮して児童館を管理するものとする。
- 5 前項に規定するもののほか、附則第3項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則** (平成15年6月27日条例第28号)

この条例は、平成15年7月2日から施行する。

**附 則** (平成17年6月30日条例第21号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月28日条例第70号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

**附 則** (平成18年3月27日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(豊川市いちのみや児童館条例の廃止)

- 2 豊川市いちのみや児童館条例（平成17年豊川市条例第46号）は、廃止する。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前の豊川市いちのみや児童館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の豊川市児童館条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成19年12月26日条例第44号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊川市あかさか児童館条例の廃止)

- 2 豊川市あかさか児童館条例（平成19年豊川市条例第45号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の豊川市あかさか児童館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊川市児童館条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成21年12月22日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
さくらぎ児童館	豊川市小桜町17番地
うしくぼ児童館	豊川市牛久保町城跡94番地の3
さんぞうご児童館	豊川市本野町東浦2番地
いちのみや児童館	豊川市一宮町幸208番地
あかね児童館	豊川市御津町赤根水神16番地

さわき児童館	豊川市御津町下佐脇宮本81番地
ひろいし児童館	豊川市御津町広石神子田54番地 1
あかさか児童館	豊川市赤坂町西裏78番地
こざかい児童館	豊川市宿町光道寺35番地

備考 さわき児童館は、あかね児童館の分館とする。